

資源循環エネルギーセンター維持管理に関する計画

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により届け出た、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画になります。

本計画に則り、施設運営の指針とするものです。

- 1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないようにごみ投入量の監視装置を備え焼却量を把握して処理します。
- 2 ごみピット内を自動クレーンにより混合・攪拌・積替えすることで、ごみ質の均一化を図ります。
- 3 ごみ投入ホッパにクレーンで投入されたごみにより燃焼室と外気を遮断します。燃焼室へのごみの供給は、給じん装置により、定量ずつ焼却室内へ供給します。
- 4 自動燃焼制御装置により、燃焼室内温度を摂氏約850度以上に維持します。
また、燃焼室内の温度が低下した場合には、バーナを運転することで燃焼室内温度を保持します。
- 5 焼却灰の熱しやすく減量を3%以下とするように焼却します。
- 6 運転を開始する場合には、助燃バーナ及び再燃バーナにより炉温を速やかに上昇させます。
- 7 運転を停止する場合には、炉内燃焼状況を確認しながら、炉降温曲線に沿ってバーナを作動させ、炉内のごみが燃え尽きるまで、燃焼させます。
- 8 燃焼室内の排ガス温度を熱電対により連続的に計測し、かつ記録する装置を設置し連続的に測定し、かつ記録します。
- 9 減温塔により、集じん器入口排ガス温度を摂氏165度以下に冷却します。
- 10 ろ過式集じん器入口温度を連続的に測定し、かつ記録します。
- 11 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去するために、ボイラーワークにたい積したばいじんはストップロワにより定期的に除去し、集じん器にたい積したばいじんは、パルスジェット方式により自動で除去します。減温塔、排ガス洗浄塔及び脱硝反応塔については補修整備時に、状況に応じてダストの除去作業を行います。
- 12 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を4時間平均値30ppm以下で、100ppm以上の瞬時値のピークを極力出さないようにします。
- 13 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素を連続的に測定する分析計を設置し、かつ記録します。
- 14 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を、0.05ng-TEQ/m³N以下（乾きガス基準O₂=12%換算値）とします。
- 15 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度については年1回、ばい煙濃度

(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。) については、年5回以上測定します。

- 16 ろ過式集じん器・排ガス洗浄塔及び触媒脱硝装置を設置し適正な排ガス処理を行うことで、公害防止基準値以下とします。
- 17 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、冷却する際、当該水の飛散及び流出がないように排ガス洗浄塔に付属する冷却塔は密閉式を採用し、冷却水が飛散しないようにします。
- 18 ばいじん及び焼却灰の溶融を行うにあたっては、溶融炉にて灰分を溶融点以上に昇温できるものとします。
- 19 ばいじん、薬剤及び水を均一に混合することができるよう、飛灰処理装置（混練機）にて混合します。
- 20 火災の発生を防止するために、消防法等に準拠し、吹田市消防本部との協議に基づき、火災の発生を防止するために必要な措置を講じ、消火器その他の消火設備を設置します。
- 21 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために、施設建屋内のごみピットにごみを貯留し施設稼動時は、ごみピット内空気を燃焼用空気として用い、悪臭の発散を防止します。プラットホーム出入口にはエアカーテンを設けて臭気の遮断を図ります。また、休炉時には、脱臭装置で処理し悪臭の発散を防止します。
- 22 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持するため、発生源となるごみピットを密閉構造とすることで、蚊、はえ等が外部へ飛散しないように防止します。ごみピット周辺及びプラットホームを定期的に清掃し、構内の清潔を維持することで、蚊、はえ等の発生防止を図ります。
- 23 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように、該当機器については、建屋内に設置し、防音あるいは防振対策を行います。
- 24 「下水道法」、「吹田市下水道条例」に基づき放流水水質を決定しており、生活環境保全上支障がないようにします。
- 25 日常点検、定期的に補修整備を実施し、設備機能の保持に努めます。ばい煙及び水質については定期的な測定を実施します。
- 26 施設の維持管理は本市職員が行います。
- 27 補修点検・補修整備等で得た各機器計測データ、運転データ等を記録し、3年間保存します。